

別紙

諮問第1442号、諮問第1443号、諮問第1481号

答 申

1 審査会の結論

本件対象公文書1から22を非開示とした決定において、別表2に掲げる部分について非開示としたことは妥当であるが、その他の部分については開示すべきである。加えて、別表1に掲げる本件開示請求2については、「訴えの変更申立書（令和〇年〇月〇日付け）」を対象公文書として新たに特定し、開示、非開示の決定を行うべきである。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる本件開示請求1から3に対し、東京都知事が令和元年12月12日、同月24日及び令和2年3月10日付けで行った各非開示決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求1に対しては、本件対象公文書1を特定し、本件開示請求2に対しては、本件対象公文書2から20を特定し、本件開示請求3に対しては、本件対象公文書21及び22を特定し、いずれも条例7条6号に該当することを理由として、その全部を開示しないこととする決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和2年2月13日及び同年5月1日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年7月3日、同月10日及び同月21日に実施機関から理由説明書を、同年8月5日、同月11日及び同月28日に審査請求人から意見書を収受し、令和3年10月19日（第221回第一部会）から令和4年12月26日（第233回第一部会）

まで、13回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

諮問第1442号、第1443号及び第1481号については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 訴訟記録の閲覧等について

民事訴訟法（平成8年法律第109号。以下「法」という。）91条1項は、「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる。」と規定している。また、同条3項は、「当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、訴訟記録の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書の交付を請求することができる。」と規定している。

ウ 閲覧等制限の申立てについて

前記イのとおり、何人も訴訟記録の閲覧を請求ことができ、また、利害関係を疎明することにより、第三者も訴訟記録の謄写等を請求することができる。

一方、法92条1項は、訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密や、当事者が保有する、不正競争防止法（平成5年法律第47号）2条6項に規定する営業秘密（以下単に「営業秘密」という。）が記載又は記録されていることにつき疎明があった場合には、当該当事者の申立てにより、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限ることができる旨を規定している。また、同条2項は、当該申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、第三者は秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができない旨を規定している。

エ 本件対象公文書について

本件対象公文書 1 は、特定の団体が、東京都（以下「都」という。）及び特定指定確認検査機関を被告として東京地方裁判所（以下「東京地裁」という。）に提起した、特定の国家賠償請求事件等（以下「本件事件」という。）について、被告である特定指定確認検査機関が提出した答弁書である。

本件対象公文書 2 は、本件事件において、原告である特定の団体が訴えの変更を申し立てた文書であり、本件対象公文書 21 は、本件対象公文書 2 及び 19 に記載又は記録されている、原告が保有する営業秘密について、原告が法 92 条に基づき閲覧等制限を申し立てた文書である。また、本件対象公文書 22 は、原告が、本件対象公文書 2 及び 19 における上記の閲覧等制限の申立ての対象箇所を被覆した文書である。

本件対象公文書 4 から 20 は、本件事件において、原告が提出した証拠であり、本件対象公文書 3 は、これらの証拠について標目、立証趣旨等を明らかにした文書である。

実施機関は、別表 1 に掲げる本件開示請求 1 に対し本件対象公文書 1 を、本件開示請求 2 に対し本件対象公文書 2 から 20 を、本件開示請求 3 に対し本件対象公文書 21 及び 22 を特定し、いずれも、条例 7 条 6 号に該当することを理由として、その全部を非開示とする決定を行った。

オ 本件対象公文書の非開示情報該当性について

(ア) 条例 7 条 2 号該当性について

審査会が見分したところ、本件対象公文書 1 から 10、12、13、21 及び 22 には本件事件又は本件事件に関係する訴訟の事件番号（以下「本件非開示情報 1」という。）が、本件対象公文書 1、10、12、13、19、21 及び 22 には本件事件に関係する事業者の使用人及び訴訟参加人の氏名（以下「本件非開示情報 2」という。）が、本件対象公文書 12 には訴訟参加人の住所（以下「本件非開示情報 3」という。）が記載されていることが確認できた。

事件番号とは、各裁判所において事件を受理した場合に、当該事件を受理した年、当該事件の種類ごとに付される記録符号及び記録符号ごとに順番に付される

一連番号によって表示される識別番号であり、当該事件が係属する裁判所名が判明している場合、事件番号が判明すれば当該事件を特定することが可能となる。事件の審理の過程では、様々な態様で個人の関与が予定され、その内容が訴訟記録に記載されることから、事件番号は、当該事件に関与する個人との密接な関連性を有する情報であるというべきであり、一般に個人に関する情報に該当する。そして、何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる（法 91 条 1 項）から、訴訟記録を閲覧することにより、訴訟記録に記載された当該事件に関与する個人の氏名等を知ることができ、特定の個人を識別することができることとなる。

したがって、本件非開示情報 1 は、それ自体からは特定の個人を識別することはできないが、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報であることから、条例 7 条 2 号本文に該当すると認められ、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないので、非開示が妥当である。

また、本件非開示情報 2 及び 3 については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるから、条例 7 条 2 号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないので、非開示が妥当である。

(イ) 条例 7 条 3 号該当性について

実施機関によると、本件事件の原告は、本件対象公文書 2 及び 19 には営業秘密に該当する内容が記載されているとして、本件対象公文書 21 により閲覧等制限の申立てを行っており、本件対象公文書 22 においては、閲覧等制限の申立ての対象箇所（以下「本件非開示情報 4」という。）が被覆されているとのことである。

審査会が見分したところ、本件非開示情報 4 は、原告を含む事業者の具体的収支に係る情報であり、いずれも一般に公表されていない当該事業者の内部でのみ取り扱うことが想定される内容であって、公にすることにより、当該事業者の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められることから、条例 7 条 3 号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないので、非開示が妥当である。

(ウ) 条例 7 条 4 号該当性について

審査会が見分したところ、本件対象公文書 1 から 10、12、19、21 及び 22 には弁護士、訴訟参加人及び法人の印影（以下「本件非開示情報 5」という。）が、本件対象公文書 2、21 及び 22 には建物内部の平面図（以下「本件非開示情報 6」という。）が記載されていることが確認できた。

本件非開示情報 5 は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、本件非開示情報 6 は、公にすることにより、建物内部の詳細な構造が明らかになり、その結果、建造物侵入等の犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められることから、いずれも条例 7 条 4 号に該当し、非開示が妥当である。

(エ) 条例 7 条 6 号該当性について

審査請求人は、本件事件が東京地裁に提起されていることは、原告が報道発表しており、また、本件対象公文書は、いずれも、法 91 条 1 項の規定により東京地裁で閲覧に供されていることから、条例 7 条 6 号により非開示とすることは違法であると主張する。

これに対し、実施機関は、法 91 条 3 項は、当事者及び利害関係人にもみ訴訟記録の謄写等を認めるものであり、当事者及び利害関係人以外の第三者は閲覧を請求できるにすぎず、謄写等は認められていないとし、また、本件対象公文書は、係属中の争訟に対処するための方針が記載された文書であり、当該情報が正規の争訟の場を経ないで相手方に伝わるなどにより、紛争の公正、円滑な解決を妨げ、都の財産上の利益又は当事者としての地位が不当に害されるおそれがあることから、条例 7 条 6 号に該当すると主張する。

審査会が見分したところ、本件対象公文書は、いずれも、都が当事者となった本件事件において、送達又は直送を受けた相手方の提出に係る文書の副本等であると認められる。実施機関は、これらが公にされると争訟に係る事務に関し、都の当事者としての地位を不当に害するおそれがある旨主張するが、本件対象公文

書にある内容が、本件事件において公開の法廷で示されたものであることを踏まえると、実施機関が、本件対象公文書が公にされることによって生じるおそれがあると主張する支障は、具体性を欠く抽象的な影響の懸念にとどまるものと言わざるを得ず、このような懸念によって、都の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるとまでは認められないことから、条例7条6号には該当しない。

したがって、本件対象公文書のうち、別表2に掲げる部分については条例7条2号、3号又は4号に該当し、非開示が妥当であるが、その他の部分については開示すべきである。

カ 本件開示請求2に係る対象公文書の特定について

実施機関は、本件開示請求2に対し、別表1に掲げる本件対象公文書2から20を特定しているが、本件対象公文書2以前の「訴えの変更申立書（令和〇年〇月〇日付け）」についても保有しているとのことであり、請求の内容を踏まえると、当該文書を対象公文書として新たに特定し、開示、非開示の決定を行うべきである。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子

別表1 本件開示請求及び本件対象公文書

本件開示請求		本件対象公文書	
1	株式会社〇〇が、〇年〇月〇日、〇〇区〇〇における建築計画に関し、株式会社〇〇に提起した損害賠償訴訟について、東京都法務課が〇〇代理人から受けた文書一式。同課が他の局に回付した際のかがみの文書を含む。	1	答弁書（令和〇年〇月〇日付け）
2	株式会社〇〇が〇〇区〇〇における建築計画に関し東京都を相手に提起した国家賠償訴訟の訴え変更申立書とその証拠書類、証拠説明書	2	訴えの変更申立書（2）（令和〇年〇月〇日付け）
		3	証拠説明書（3）（令和〇年〇月〇日付け）
		4	甲イ第〇号証 準備書面（1）（平成〇年〇月〇日付け）
		5	甲イ第〇号証 準備書面（2）（平成〇年〇月〇日付け）
		6	甲イ第〇号証 準備書面（4）（平成〇年〇月〇日付け）
		7	甲イ第〇号証 準備書面（6）（平成〇年〇月〇日付け）
		8	甲イ第〇号証 準備書面（7）（平成〇年〇月〇日付け）
		9	甲イ第〇号証 答弁書（平成〇年〇月〇日付け）
		10	甲イ第〇号証 第4準備書面（平成〇年〇月〇日付け）
		11	甲イ第〇号証 建築大辞典（抜粋 写し）
		12	甲イ第〇号証 第5回口頭弁論調書
13	甲イ第〇号証 第7回口頭弁論調書		

		14	甲イ第○号証 判例印刷
		15	甲イ第○号証 東京都建築安全条例とその解説（抜粋 写し）
		16	甲イ第○号証 東京都建築安全条例の一部を改正する条例の施行について（技術的助言）
		17	甲イ第○号証 ○○市建築基準法関係例規集（抜粋 写し）
		18	甲イ第○号証 行政手続法・行政不服審査法（抜粋 写し）
		19	甲イ第○号証 合意書
		20	甲イ第○号証 新聞記事
3	株式会社○○が○○区○○○丁目○番○における建築計画に関し東京都を相手に提起した国家賠償訴訟について、東京都法務課が○年○月○日以降に裁判所ないし当事者から受けた文書（供覧文書、都庁内の連絡文書を含む。）	21	閲覧等制限の申立て（3）（令和○年○月○日付け）
		22	マスキング書面（訴えの変更申立書（2））

別表2 非開示妥当の部分

本件対象公文書1

本件非開示情報			非開示理由
事件番号	1頁1行目3文字目、9文字目から13文字目まで、2行目3文字目、9文字目から13文字目まで	1	7条2号
使用人の氏名	2頁23行目29文字目から32文字目まで	2	7条2号
弁護士の印影	1頁	5	7条4号

本件対象公文書2

本件非開示情報			非開示理由
事件番号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 頁 1 行目 3 文字目、9 文字目から 13 文字目まで、5 行目 3 文字目、9 文字目から 13 文字目まで、9 行目 3 文字目、9 文字目から 13 文字目まで ・ 2 頁 1 行目 13 文字目、19 文字目から 23 文字目まで ・ 9 頁 13 行目 30 文字目、14 行目 1 文字目から 5 文字目まで ・ 11 頁 24 行目 19 文字目から 20 文字目まで、26 文字目から 29 文字目まで ・ 13 頁 7 行目 29 文字目から 30 文字目まで、8 行目 2 文字目から 4 文字目まで、18 行目 27 文字目から 28 文字目まで、19 行目 1 文字目から 3 文字目まで ・ 14 頁 2 行目 23 文字目から 24 文字目まで、31 文字目から 33 文字目まで、3 行目 6 文字目から 7 文字目まで、14 文字目から 16 文字目まで 	1	7 条 2 号
弁護士の印影	1 頁	5	7 条 4 号
建物内部の平面図	93 頁、94 頁、別紙図面	6	7 条 4 号
閲覧等制限の申立ての対象箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 82 頁 20 行目 18 文字目から 33 文字目まで、24 行目 6 文字目から 19 文字目まで、25 行目 10 文字目から 22 文字目まで ・ 83 頁 4 行目 27 文字目から 5 行目 4 文字目まで ・ 84 頁 11 行目 26 文字目から 12 行目 7 文字目まで、14 行目 7 文字目から 19 文字目まで、15 行目 8 文字目から 20 文字目まで、16 行目 10 文字目から 22 文字目まで ・ 85 頁 11 行目 7 文字目から 20 文字目まで、15 	4	7 条 3 号

	<p>行目 8 文字目から 21 文字目まで、16 行目 6 文字目から 18 文字目まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別紙 4 頁 9 行目 15 文字目から 30 文字目まで ・別紙 9 頁 7 行目 18 文字目から 33 文字目まで、11 行目 6 文字目から 19 文字目まで、12 行目 10 文字目から 22 文字目まで、16 行目 27 文字目から 17 行目 4 文字目まで ・別紙 10 頁 22 行目 26 文字目から 23 行目 7 文字目まで、25 行目 7 文字目から 19 文字目まで、26 行目 8 文字目から 20 文字目まで ・別紙 11 頁 1 行目 10 文字目から 22 文字目まで、20 行目 7 文字目から 20 文字目まで、24 行目 8 文字目から 21 文字目まで、25 行目 6 文字目から 18 文字目まで 		
--	---	--	--

本件対象公文書 3

本件非開示情報			非開示理由
事件番号	1 頁 1 行目 3 文字目、9 文字目から 13 文字目まで、5 行目 3 文字目、9 文字目から 13 文字目まで、9 行目 3 文字目、9 文字目から 13 文字目まで	1	7 条 2 号
弁護士の印影	1 頁	5	7 条 4 号

本件対象公文書 4

本件非開示情報			非開示理由
事件番号	1 頁 1 行目 3 文字目から 4 文字目まで、11 文字目から 13 文字目まで	1	7 条 2 号
弁護士の印影	1 頁	5	7 条 4 号

本件対象公文書 5

本件非開示情報			非開示理由
事件番号	1 頁 1 行目 3 文字目から 4 文字目まで、11 文字目	1	7 条 2 号

	から 13 文字目まで		
弁護士の印影	1 頁	5	7 条 4 号

本件対象公文書 6

本件非開示情報			非開示理由
事件番号	1 頁 1 行目 3 文字目から 4 文字目まで、11 文字目 から 13 文字目まで	1	7 条 2 号
弁護士の印影	1 頁	5	7 条 4 号

本件対象公文書 7

本件非開示情報			非開示理由
事件番号	1 頁 1 行目 3 文字目から 4 文字目まで、11 文字目 から 13 文字目まで	1	7 条 2 号
弁護士の印影	1 頁	5	7 条 4 号

本件対象公文書 8

本件非開示情報			非開示理由
事件番号	1 頁 1 行目 3 文字目から 4 文字目まで、11 文字目 から 13 文字目まで	1	7 条 2 号
弁護士の印影	1 頁	5	7 条 4 号

本件対象公文書 9

本件非開示情報			非開示理由
事件番号	1 頁 1 行目 3 文字目から 4 文字目まで、11 文字目 から 13 文字目まで	1	7 条 2 号
弁護士の印影	1 頁	5	7 条 4 号

本件対象公文書 10

本件非開示情報			非開示理由
事件番号	1 頁 1 行目 3 文字目から 4 文字目まで、11 文字目 から 13 文字目まで	1	7 条 2 号
訴訟参加人の氏名	1 頁 3 行目 8 文字目から 11 文字目まで、5 行目 6 文字目から 9 文字目まで	2	7 条 2 号
弁護士の印影	1 頁	5	7 条 4 号

本件対象公文書 12

本件非開示情報			非開示理由
事件番号	1 頁 3 行目 8 文字目から 9 文字目まで、16 文字目から 18 文字目まで	1	7 条 2 号
訴訟参加人の氏名	・ 3 頁 8 行目 9 文字目から 12 文字目まで、13 行目 6 文字目から 9 文字目まで ・ 4 頁 3 行目 6 文字目から 9 文字目まで	2	7 条 2 号
訴訟参加人の印影	4 頁	5	7 条 4 号
訴訟参加人の住所	4 頁 4 行目 1 文字目から 11 文字目まで	3	7 条 2 号

本件対象公文書 13

本件非開示情報			非開示理由
事件番号	1 頁 3 行目 8 文字目から 9 文字目まで、16 文字目から 18 文字目まで	1	7 条 2 号
訴訟参加人の氏名	3 頁 12 行目 6 文字目から 9 文字目まで	2	7 条 2 号

本件対象公文書 19

本件非開示情報			非開示理由
閲覧等制限の申立ての対象箇所	・ 委託手数料支払金総額、委託手数料支払済金額、委託手数料残金額、①実施業務手数料残額及び②前号の金員に係る消費税等の金額 ・ 手書きの委託手数料支払金総額、消費税及び税込支払金総額の金額 ・ 法人の指定銀行預金口座	4	7 条 3 号
法人の印影	3 枚目	5	7 条 4 号
使用人の氏名	別紙 2 の 3 枚目	2	7 条 2 号

本件対象公文書 21

本件非開示情報			非開示理由
事件番号	・ 1 頁 1 行目 3 文字目、9 文字目から 12 文字目まで、3 行目 3 文字目、9 文字目から 13 文字目まで、6 行目 10 文字目、16 文字目から 20 文字目	1	7 条 2 号

	<p>まで、9行目 10文字目、16文字目から 20文字目まで、</p> <p>【以下、別紙1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1頁 1行目 3文字目、9文字目から 13文字目まで、5行目 3文字目、9文字目から 13文字目まで、9行目 3文字目、9文字目から 13文字目まで ・ 2頁 1行目 13文字目、19文字目から 23文字目まで ・ 9頁 13行目 30文字目、14行目 1文字目から 5文字目まで ・ 11頁 24行目 19文字目から 20文字目まで、26文字目から 29文字目まで ・ 13頁 7行目 29文字目から 30文字目まで、8行目 2文字目から 4文字目まで、18行目 27文字目から 28文字目まで、19行目 1文字目から 3文字目まで ・ 14頁 2行目 23文字目から 24文字目まで、31文字目から 33文字目まで、3行目 6文字目から 7文字目まで、14文字目から 16文字目まで 		
弁護士の印影、法人の印影	1頁、別紙1の1頁、別紙2の3枚目	5	7条4号
建物内部の平面図	別紙1の93頁、94頁及び別紙図面	6	7条4号
閲覧等制限の申立ての対象箇所	<p>【以下、別紙1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 82頁 20行目 18文字目から 33文字目まで、24行目 6文字目から 19文字目まで、25行目 10文字目から 22文字目まで ・ 83頁 4行目 27文字目から 5行目 4文字目まで 	4	7条3号

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 84 頁 11 行目 26 文字目から 12 行目 7 文字目まで、14 行目 7 文字目から 19 文字目まで、15 行目 8 文字目から 20 文字目まで、16 行目 10 文字目から 22 文字目まで ・ 85 頁 11 行目 7 文字目から 20 文字目まで、15 行目 8 文字目から 21 文字目まで、16 行目 6 文字目から 18 文字目まで ・ 別紙 4 頁 9 行目 15 文字目から 30 文字目まで ・ 別紙 9 頁 7 行目 18 文字目から 33 文字目まで、11 行目 6 文字目から 19 文字目まで、12 行目 10 文字目から 22 文字目まで、16 行目 27 文字目から 17 行目 4 文字目まで ・ 別紙 10 頁 22 行目 26 文字目から 23 行目 7 文字目まで、25 行目 7 文字目から 19 文字目まで、26 行目 8 文字目から 20 文字目まで ・ 別紙 11 頁 1 行目 10 文字目から 22 文字目まで、20 行目 7 文字目から 20 文字目まで、24 行目 8 文字目から 21 文字目まで、25 行目 6 文字目から 18 文字目まで <p>【以下、別紙 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託手数料支払金総額、委託手数料支払済金額、委託手数料残金額、①実施業務手数料残額及び②前号の金員に係る消費税等の金額 ・ 手書きの委託手数料支払金総額、消費税及び税込支払金総額の金額 ・ 法人の指定銀行預金口座 		
使用人の氏名	別紙 2 の 3 枚目	2	7 条 2 号

本件対象公文書 22

本件非開示情報	非開示理由
---------	-------

事件番号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 頁 1 行目 3 文字目、9 文字目から 13 文字目まで、5 行目 3 文字目、9 文字目から 13 文字目まで、9 行目 3 文字目、9 文字目から 13 文字目まで ・ 2 頁 1 行目 13 文字目、19 文字目から 23 文字目まで ・ 9 頁 13 行目 30 文字目、14 行目 1 文字目から 5 文字目まで ・ 11 頁 24 行目 19 文字目から 20 文字目まで、26 文字目から 29 文字目まで ・ 13 頁 7 行目 29 文字目から 30 文字目まで、8 行目 2 文字目から 4 文字目まで、18 行目 27 文字目から 28 文字目まで、19 行目 1 文字目から 3 文字目まで ・ 14 頁 2 行目 23 文字目から 24 文字目まで、31 文字目から 33 文字目まで、3 行目 6 文字目から 7 文字目まで、14 文字目から 16 文字目まで 	1	7 条 2 号
弁護士の印影	1 頁、合意書の 3 枚目	5	7 条 4 号
建物内部の平面図	93 頁、94 頁、別紙図面	6	7 条 4 号
使用人の氏名	合意書の 3 枚目	2	7 条 2 号